

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

ちょうたつほうしん ひかくひょう ねんどほうしん へいせい ねん がつ にちせいてい
調 達 方 針 の 比 較 表 (26年度方針は平成26年3月31日制定)

<p>ねんどほうしん 26年度方針</p>	<p>ねんどほうしん 25年度方針</p>	<p>びこう 備考</p>
<p>1 もくてき 目的</p> <p>(1) りやく (略)</p> <p>(2) ほうしこう ともな さつぽろし 法施行に伴う札幌市の</p> <p>せきむ 責務</p> <p>さくねん がつ くにとう 昨年4月から「国等による</p> <p>しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびん 障害者就労施設等からの物品</p> <p>とう ちょうたつ すいしんとう かん ほうりつ 等の調達の推進等に関する法律</p> <p>へいせい ねんほうりつだいい ごう い か (平成24年法律第50号。以下</p> <p>ゆうせんちょうたつすいしんほう 「優先調達推進法」という。))</p> <p>しこう くに どりつぎょうせいほうじんおよ が施行され、国、独立行政法人及</p> <p>ち ほうこうきょうだんたいとう ゆうせんてき び地方公共団体等は、優先的に</p> <p>しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびんとう 障害者就労施設等から物品等</p> <p>ちょうたつ つと を調達するよう努めるととも</p> <p>に、しょうがいしゃしゅうろうしせつとう に、障害者就労施設等からの</p> <p>ぶつびんとう ちょうたつ すいしん はか 物品等の調達の推進を図るため</p> <p>ほうしん い か ちょうたつほうしん の方針（以下「調達方針」とい</p> <p>う。）を策定するなど、法に基づ</p>	<p>1 もくてき 目的</p> <p>(1) りやく (略)</p> <p>(2) ほうしこう ともな さつぽろし 法施行に伴う札幌市の</p> <p>せきむ 責務</p> <p>ほんねん がつ くにとう 本年4月から「国等による</p> <p>しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびん 障害者就労施設等からの物品</p> <p>とう ちょうたつ すいしんとう かん するほうりつ 等の調達の推進等に関する法律</p> <p>へいせい ねんほうりつだいい ごう い か (平成24年法律第50号。以下</p> <p>ゆうせんちょうたつすいしんほう 「優先調達推進法」という。))</p> <p>しこう くに どりつぎょうせいほうじん が施行され、国、独立行政法人</p> <p>およびち ほうこうきょうだんたいとう ゆうせんてき 及び地方公共団体等は、優先的</p> <p>しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびん に障害者就労施設等から物品</p> <p>とう ちょうたつ つと 等を調達するよう努めるととも</p> <p>に、しょうがいしゃしゅうろうしせつとう に、障害者就労施設等からの</p> <p>ぶつびんとう ちょうたつ すいしん はか 物品等の調達の推進を図るため</p> <p>ほうしん い か ちょうたつほうしん の方針（以下「調達方針」とい</p> <p>う。）を策定するなど、法に基づ</p>	<p>じてんしゅうせい 時点修正。</p>

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

<p>と^とりく^みがすす^{すす}められることになっ たところである。</p> <p>さ^さっほ^ろし^し ち^ちゆう^{ゆう}せん^{せん}ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つ 札幌市においても、優先調達</p> <p>す^すい^いし^しん^んほ^ほう^う も^もと^と へ^へい^いせい^{せい} ね^ねん^んど^ど 推進法に基づく平成26年度にお</p> <p>ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つほ^ほう^うし^しん^ん さ^さだ^だ し^しょう^うが^がい^いし^しゃ^ゃ ける調達方針を定め、障害者</p> <p>し^しゆう^{ゆう}ろ^ろう^うし^しせ^せつ^つとう^う ぶ^ぶつ^つび^いん^んとう^う 就労施設等からの物品等の</p> <p>ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つ す^すい^いし^しん^ん い^いつ^つそ^そう^うは^はか^か 調達の推進をより一層図ること とする。</p>	<p>と^とりく^みがすす^{すす}められることになっ たところである。</p> <p>さ^さっほ^ろし^し ち^ちゆう^{ゆう}せん^{せん}ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つ 札幌市においても、優先調達</p> <p>す^すい^いし^しん^んほ^ほう^う も^もと^と へ^へい^いせい^{せい} ね^ねん^んど^ど 推進法に基づく平成25年度にお</p> <p>ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つほ^ほう^うし^しん^ん さ^さだ^だ し^しょう^うが^がい^いし^しゃ^ゃ ける調達方針を定め、障害者</p> <p>し^しゆう^{ゆう}ろ^ろう^うし^しせ^せつ^つとう^う ぶ^ぶつ^つび^いん^んとう^う 就労施設等からの物品等の</p> <p>ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つ す^すい^いし^しん^ん い^いつ^つそ^そう^うは^はか^か 調達の推進をより一層図ること とする。</p>	<p>じてん^じん^んし^しゆう^{ゆう}せい^{せい} 時点修正。</p>
<p>3 ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つ き^きほん^んて^てき^き 調達にあたっての基本的な かん^{かん}が^が か^かた^た 考え方</p> <p>(1) り^りやく^く (略)</p> <p>(2) し^しょう^うが^がい^いし^しゃ^ゃし^しゆう^{ゆう}ろ^ろう^うし^しせ^せつ^つとう^う 障害者就労施設等からの ぶ^ぶつ^つび^いん^んとう^う ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つ す^すい^いし^しん^ん く^くに^に 物品等の調達の推進は、国や ほ^ほっ^っか^かい^いど^どう^う し^しょう^うが^がい^いし^しゃ^ゃし^しゆう^{ゆう}ろ^ろう^う 北海道における障害者就労 し^しせ^せつ^つとう^う ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つ かん^{かん} し^し 施設等からの調達に関する指 し^しん^ん さ^さっほ^ろし^し かく^{かく}し^しゅ^ゅし^しさ^さく^く 針、札幌市における各種施策 (ひとりお^おやか^かて^てい^いど^どう^う じ^じり^りつ^つそ^そく^くし^しん^ん ひとり親家庭等の自立促進、 こう^{こう}ね^ねん^んれ^れい^いし^しゃ^ゃなど^ど こ^こよう^う あ^あん^んて^てい^い ち^ちゆう^{ゆう} 高齢者等の雇用の安定、中 し^しょう^うき^きぎ^ぎょう^う し^しん^んこ^う わ^わー^ーく^く 小企業の振興、ワーク・ ら^らい^いふ^ふ ば^ばら^らん^ん す^すと^とり^りく^くみ^みぎ^ぎょう^う ライフ・バランス取組企業の</p>	<p>3 ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つ き^きほん^んて^てき^き 調達にあたっての基本的な かん^{かん}が^が か^かた^た 考え方</p> <p>(1) り^りやく^く (略)</p> <p>(2) し^しょう^うが^がい^いし^しゃ^ゃし^しゆう^{ゆう}ろ^ろう^うし^しせ^せつ^つとう^う 障害者就労施設等からの ぶ^ぶつ^つび^いん^んとう^う ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つ す^すい^いし^しん^ん く^くに^に 物品等の調達の推進は、国や ほ^ほっ^っか^かい^いど^どう^う し^しょう^うが^がい^いし^しゃ^ゃし^しゆう^{ゆう}ろ^ろう^う 北海道における障害者就労 し^しせ^せつ^つとう^う ち^ちゆう^{ゆう}た^たつ^つ かん^{かん} し^し 施設等からの調達に関する指 し^しん^ん さ^さっほ^ろし^し かく^{かく}し^しゅ^ゅし^しさ^さく^く 針、札幌市における各種施策 (ひとりお^おやか^かて^てい^いど^どう^う じ^じり^りつ^つそ^そく^くし^しん^ん ひとり親家庭等の自立促進、 こう^{こう}ね^ねん^んれ^れい^いし^しゃ^ゃなど^ど こ^こよう^う あ^あん^んて^てい^い ち^ちゆう^{ゆう} 高齢者等の雇用の安定、中 し^しょう^うき^きぎ^ぎょう^う し^しん^んこ^う ぐ^ぐり^りー^ーん^ん せい^{せい}ひ^ひん^ん 小企業の振興、グリーン製品 ら^らい^いふ^ふ ば^ばら^らん^ん す^すと^とり^りく^くみ^みぎ^ぎょう^う の購入促進等) との調和を るものとする。</p>	<p>わ^わー^ーく^く 「ワーク・ ら^らい^いふ^ふ ば^ばら^らん^ん す^す ライフ・バランス</p>

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

<p>にんしょう ぐりーんせいひん こうにゆう <u>認証</u>、<u>グリーン製品の購入</u></p> <p>そくしんなど ちょうわ はか 促進等)との調和を図るものと する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>とりくみきぎょう 取組企業の</p> <p>にんしょう 認証」について</p> <p>もしさく ちょうわ も、施策の調和を</p> <p>はか ひつよう 図る必要がある</p> <p>ことから、調和を</p> <p>はか しさく 図るべき施策に</p> <p>ついか 追加。</p>
<p>4 ちょうたつ たいしょう しょうがいしゃ 4 調達の対象とする障害者</p> <p>しゅうろうしせつとう 就労施設等</p> <p>(1) ゆうせんちょうたつすいしんほうだい じょうだい (1) 優先調達推進法第2条第</p> <p>こうだい ごう きてい さつぼろしない 2項第1号に規定する札幌市内</p> <p>とう しょうざい しせつ 等に所在する施設</p> <p>あ しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ ア 障害者の日常生活及び</p> <p>しゃかいせいかつ そうごうてき しえん 社会生活を総合的に支援す</p> <p>ほうりつ へいせい ねんほうりつ るための法律(平成17年法律</p> <p>だい ごう いか しょうがいしゃそうごう 第123号。以下「障害者総合</p> <p>しえんほう だい じょうだい 支援法」という。)第5条第11</p> <p>こう きてい しょうがいしゃ しえん 項に規定する障害者支援</p>	<p>4 ちょうたつ たいしょう しょうがいしゃ 4 調達の対象とする障害者</p> <p>しゅうろうしせつとう 就労施設等</p> <p>(1) ゆうせんちょうたつすいしんほうだい じょうだい (1) 優先調達推進法第2条第</p> <p>こうだい ごう きてい さつぼろしない 2項第1号に規定する札幌市内</p> <p>とう しょうざい しせつ 等に所在する施設</p> <p>あ しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ ア 障害者の日常生活及び</p> <p>しゃかいせいかつ そうごうてき しえん 社会生活を総合的に支援する</p> <p>ほうりつ へいせい ねんほうりつ ための法律(平成17年法律</p> <p>だい ごう いか しょうがいしゃそうごう 第123号。以下「障害者総合</p> <p>しえんほう だい じょうだい 支援法」という。)第5条第12</p> <p>こう きてい しょうがいしゃ しえん 項に規定する障害者支援</p>	<p>ねん がつ にちせこう 26年4月1日施行</p> <p>じょうぶん しゅうせい の条文に修正。</p>

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

<p>しせつ 施設</p> <p>い しょうがいしゃそうごう し えんほうだい じょう イ 障害者総合支援法第5条</p> <p>だい こう きてい ちいきかつどう 第25項に規定する地域活動</p> <p>しえん せん たー 支援センター</p> <p>う しょうがいしゃそうごう し えんほうだい じょう ウ 障害者総合支援法第5条</p> <p>だい こう きてい しょうがいふくし 第1項に規定する障害福祉</p> <p>さーびす じぎょう の うち つぎ サービス事業のうち次の</p> <p>じぎょう かぎ 事業に限る</p> <p>あ りやく (ア) (略)</p> <p>い だい じょうだい こう きてい (イ) 第5条第13項に規定 する就労移行支援</p> <p>う だい じょうだい こう きてい (ウ) 第5条第14項に規定す る就労継続支援(基準第203 条に規定する基準該当 就労継続支援B型事業所を 含む。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>きょうどうじゅちゅうまどぐちきの う ゆう (5) 共同受注窓口機能を有す る事業を行う者として、札幌</p>	<p>しせつ 施設</p> <p>い しょうがいしゃそうごう し えんほうだい じょう イ 障害者総合支援法第5条</p> <p>だい こう きてい ちいきかつどう 第26項に規定する地域活動</p> <p>しえん せん たー 支援センター</p> <p>う しょうがいしゃそうごう し えんほうだい じょう ウ 障害者総合支援法第5条</p> <p>だい こう きてい しょうがいふくし 第1項に規定する障害福祉</p> <p>さーびす じぎょう の うち つぎ サービス事業のうち次の</p> <p>じぎょう かぎ 事業に限る</p> <p>あ りやく (ア) (略)</p> <p>い だい じょうだい こう きてい (イ) 第5条第14項に規定 する就労移行支援</p> <p>う だい じょうだい こう きてい (ウ) 第5条第15項に規定す る就労継続支援(基準第 203条に規定する基準該当 就労継続支援B型事業所 を含む。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>きょうどうじゅちゅうまどぐちきの う ゆう (5) 共同受注窓口機能を有す る事業を行う者として、札幌</p>	<p>ねん がつ にちせこう 26年4月1日施行</p> <p>じょうぶん しゅうせい の条文に修正。</p> <p>ねん がつ にちせこう 26年4月1日施行</p> <p>じょうぶん しゅうせい の条文に修正。</p> <p>ねん がつ にちせこう 26年4月1日施行</p> <p>じょうぶん しゅうせい の条文に修正。</p>
--	--	---

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

<p>しちょう いちづ 市長が位置付けるもの</p> <p>あ さつぽろししょう しゃしせつとう ア 札幌市障がい者施設等</p> <p>じょうせつはんばいじょうんえいひほじょようこう 常設販売所運営費補助要綱</p> <p>へいせい ねん がつ にち ほけん (平成19年1月15日保健</p> <p>ふくしきょくり じけつさい ほじょ う 福祉局理事決裁)の補助を受</p> <p>もの げんきしよつぷ げんき ける者(元気ショップ、元気</p> <p>しよつぷ ショップいこ～る)</p> <p>い げんきじょぶあうとそーしんぐ 元気ジョブアウトソーシング</p> <p>ぐ せん た うんえいじぎょう じゅたく グセンター運営事業を受託す</p> <p>もの る者</p> <p>※ さくじょ (削除)</p>	<p>しちょう いちづ 市長が位置付けるもの</p> <p>げんきじょぶあうとそーしんぐ 元気ジョブアウトソーシング</p> <p>センター運営事業を受託する者</p> <p>※ ちほうじちほうしこうれい しょうわ ねん 地方自治法施行令(昭和22年</p> <p>せいれい だい ごう い か せこうれい 政令第16号。以下「施行令」</p> <p>という。) だい じょう だい ごう 第167条の2第3号に</p> <p>きてい じゆん もの 規定する「これらに準ずる者</p> <p>として総務省令で定めるとこ</p> <p>ろにより普通地方公共団体の</p> <p>ちょう にんてい う もの にんてい 長の認定を受けた者」の認定</p> <p>きじゆんとう こんごけんとう 基準等については、今後検討を</p> <p>おこな 行うこととする。</p> <p>※ ぶつびん きょうどうじゅちゆう 物品における共同受注</p>	<p>じょうせつ はんばいじょ 常設の販売所を</p> <p>きょうどうじゅちゆうまどぐち 共同受注窓口</p> <p>として位置づけ。</p> <p>ごうずいけい にんてい 3号随契の認定</p> <p>きじゆん せいいてい 基準の制定によ</p> <p>る削除。</p> <p>じょうせつ はんばいじょ 常設の販売所を</p>
---	---	---

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

	<p><u>まどぐちきのう</u> 窓口機能については、<u>こんご</u> 今後さら</p> <p><u>けんとう おこな</u> なる検討を行うこととする。</p>	<p>きょうどうじゅちゆうまどぐち 共同受注窓口</p> <p>として<u>いち</u> 位置づけることによる</p> <p>さくじよ 削除。</p>
<p>5 <u>へいせい ねんど ちょうたつもくひょう</u> 平成26年度の調達目標</p> <p><u>へいせい ねんど ちょうたつもくひょう おく</u> 平成25年度の調達目標 (1億</p> <p><u>まんえん</u> <u>ふ</u> <u>ぜんねんど</u> 5,000万円) を踏まえ、前年度を</p> <p><u>まんえん</u> <u>やく</u> <u>うわまわ</u> <u>おく</u> 1,000万円 (約6.6%) 上回る 1億</p> <p><u>まんえん</u> 6,000万円とする。</p>	<p>5 <u>へいせい ねんど ちょうたつもくひょう</u> 平成25年度の調達目標</p> <p><u>へいせい ねんど ちょうたつじつせき やく おく</u> 平成24年度の調達実績 (約1億</p> <p><u>まんえん</u> <u>ふ</u> <u>ぜんねんど</u> <u>やく</u> 4,700万円) を踏まえ、前年度を約</p> <p><u>まんえん</u> <u>やく</u> <u>ぼーせんと</u> <u>うわまわ</u> <u>おく</u> 280万円 (約2%) 上回る 1億</p> <p><u>まんえん</u> 5,000万円とする。</p> <p>※ <u>ざつ</u> <u>てせんべつぎようむ</u> <u>ちょうしや</u> 雑がみ手選別業務や庁舎</p> <p><u>せいそうとう</u> <u>えきむけいやく</u> <u>のぞ</u> 清掃等の役務契約を除くと、</p> <p><u>やく</u> <u>ぼーせんとぞう</u> <u>そうとう</u> 約10% 増に相当</p>	<p>25年度の<u>ねんど</u> <u>じつせきみ</u> 実績見</p> <p><u>こ</u> <u>など</u> <u>ふ</u> 込み等を踏まえ</p> <p><u>せつてい</u> て設定。</p>
<p>6 <u>ちょうたつ すいしん</u> <u>ぐたいてき</u> 調達の推進における具体的な</p> <p><u>とりくみ</u> 取組</p> <p>(1) <u>かくきよくくとう</u> <u>とりくみ</u> 各局区等における取組</p> <p><u>しょうがいしや しゅうろう しせつとう</u> 4の障害者就労施設等が</p> <p><u>ていきようかのう</u> <u>ぶつびん</u> <u>えきむ</u> 提供可能な物品や役務につい</p> <p><u>かくきよくく</u> <u>げんこうせいど</u> て、各局区が現行制度において</p> <p><u>かのう</u> <u>けいやくほうほう</u> <u>ふ</u> <u>ちょうたつ</u> 可能な契約方法を踏まえて調達</p> <p>することを<u>せつきよくてき</u> <u>けんとう</u> 積極的に検討する。</p>	<p>6 <u>ちょうたつ すいしん</u> <u>ぐたいてき</u> 調達の推進における具体的な</p> <p><u>とりくみ</u> 取組</p> <p>(1) <u>かくきよくくとう</u> <u>とりくみ</u> 各局区等における取組</p> <p><u>しょうがいしや しゅうろう しせつとう</u> 4の障害者就労施設等が</p> <p><u>ていきようかのう</u> <u>ぶつびん</u> <u>えきむ</u> 提供可能な物品や役務につい</p> <p><u>かくきよくく</u> <u>げんこうせいど</u> て、各局区が現行制度において</p> <p><u>かのう</u> <u>けいやくほうほう</u> <u>ふ</u> <u>ちょうたつ</u> 可能な契約方法を踏まえて調達</p> <p>することを<u>せつきよくてき</u> <u>けんとう</u> 積極的に検討する。</p>	

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

このうち、札幌市契約規則（平成

4年規則第9号）が適用となる

局区については、札幌市物品・

役務契約等事務取扱要領（平成

20年3月28日、財政局理事決裁。

以下「事務取扱要領」という。）

第48条（小額又は特定販売品）、

第91条ア又はエ、施行令第167

条の2第1項第3号に規定する

随意契約による調達を検討する
こと。

このうち、札幌市契約規則（平成

4年規則第9号）が適用となる

局区については、以下のような

手法が考えられる。

ア 札幌市物品・役務契約等

事務取扱要領（平成20年3月

28日、財政局理事決裁。以下

「事務取扱要領」という。）第

48条（小額）又は第91条ア

（予定価格が10万円未満の

場合）に規定する随意契約によ

る調達を検討すること。

イ 特に、4(1)及び(2)が提供

可能な物品や役務については、

施行令第167条の2第1項第

3号（物品の購入については、

いずれも4(1)及び(2)におい

て製作された物品に限る。）、あ

るいは事務取扱要領第48

3号随契等につ

いて、適用可能な

障害者就労

施設等と適用で

きない障害者

就労施設等で

取扱を分けて

いたが、認定基準

の制定による

統合。

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

<p>(2) 保健福祉局 障がい保健福祉部（障がい福祉課）における取組</p> <p>ア 庁内の連絡調整に関すること</p> <p>庁内の関係部局を構成員とする <u>札幌市障害者就労施設等からの優先調達推進会議</u>（平成26年1月15日、障がい保健福祉担当局長決裁）を</p> <p>設置し、障害者就労施設等からの調達を推進するための連絡調整を行う。</p> <p>イ 情報提供に関すること</p> <p>優先調達の対象となる4の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、4</p>	<p><u>条エ及び第91条エに規定する</u> <u>随意契約による調達</u>についても検討すること。</p> <p>(2) 保健福祉局 障がい保健福祉部（障がい福祉課）における取組</p> <p>ア 庁内の連絡調整に関すること</p> <p>庁内の関係部局を構成員とする <u>連絡会議</u> を設置し、障害者就労施設等からの調達を推進するための連絡調整を行う。</p> <p>イ 情報提供に関すること</p> <p>優先調達の対象となる4の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、4</p>	<p>「連絡会議」に相当する推進会議を設置した</p> <p>ことによる明示。</p>
---	--	---

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

<p>(5) <u>等と連携の上、札幌市</u></p> <p><u>障害者就労施設等からの</u></p> <p><u>優先調達に関する要綱（平成</u></p> <p><u>26年1月15日、障がい保健福祉</u></p> <p><u>担当局長決裁）に基づき、</u></p> <p>積極的に情報を収集更新</p> <p>し、各局区等に対して情報提</p> <p>供を行う。</p> <p>ウ（略）</p>	<p>(5) 等と連携の上、積極的に</p> <p>情報を収集・更新し、各局</p> <p>区等に対して情報提供を行</p> <p>う。</p> <p>ウ（略）</p>	<p>障害者就労</p> <p>施設等からの</p> <p>情報収集に</p> <p>係る登録要綱の</p> <p>制定による明示。</p>
<p>7 調達方針及び調達実績の</p> <p>公表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成<u>26</u>年度の調達実績に</p> <p>ついては、翌年度のできるだけ</p> <p>早い時期に概要を取りまとめ、</p> <p>市ホームページ等により公表</p> <p>する。</p>	<p>7 調達方針及び調達実績の</p> <p>公表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成<u>25</u>年度の調達実績に</p> <p>ついては、翌年度のできるだけ</p> <p>早い時期に概要を取りまとめ、</p> <p>市ホームページ等により公表</p> <p>する。</p>	<p>じてんしゅうせい</p> <p>時点修正。</p>